

令和3年度 第1回藤枝市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和3年7月1日（木） 午後1時30分～3時30分

場 所：藤枝市役所 西館5階 第3・4委員会室

出席委員：松永委員長 井原副委員長 山下委員 山田委員 作原委員 堀川委員 大石委員
小林委員 藤村委員 大畑委員 飯田委員 石川（敦）委員

議 事：（1）ふじえだ子ども・子育てスマイルプラン21の進行管理について

委員長：このことについて、質問やご意見がありましたらお願いいたします。

委 員：資料57ページについて教えてください。令和4年の内訳で、幼稚園の受け入れの人数、園数が減っているが、2園減るといのはどこなのか教えてもらえるのか。

事務局：本計画策定時、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行したいとの声があり、「高洲幼稚園」・「高洲南幼稚園」の2園となる。ただ、現在は、まずは高洲幼稚園の移行を優先して進めており、今後、高洲南幼稚園をどうしていくかを検討していくと伺っている。

委 員：30ページの「子ども食堂の推進」ということで実施団体が2団体と記載があるが、実際の子どもの利用者数は何人か。

事務局：令和2年度においては、かいらはうす・まつぼっくりの2団体の実施があった。いずれも延べ人数だが、かいらはうすは186人、まつぼっくりは492人。また、令和3年度は、見守りの強化ということで、宅配型の子ども食堂の実施団体への補助をスタートした。同2団体は、宅配も実施しており、本年度は5月末現在、5件の実績がある。

委 員：48ページの「保育士の確保」というところだが、enjob ふじえだの実績を伸ばしてほしい。産休代替等への迅速な対応ができる、園の求人にすぐ応えられるようなものになってほしい。

事務局：144人という登録がある中で、すぐに働ける人だけではなく、他園で働きながらも、情報として閲覧したいという人がいるように、登録者の状況がさまざまであり、全登録者の状況を完全に把握しきれていないという課題がある。園の緊急的な求人に対しては、求人情報を入力いただき、ご相談いただければ、本課から勤務条件に該当する登録者への個別連絡もさせていただきます。

委 員：これは園運営者の共通の課題だと思う。ぜひ、お願いしたい。

委 員：本市の出生率は計画としてどのように考えているのか。数字の目標とそれに対する施策等はあるか。子どもを増やすための手立てはあるか。

事務局：出生率の低下は、全国の自治体が抱える社会問題だと思う。もちろん本市でも、人口対策をすべての施策に収れんして、市全体で、多分野から少子化対策を進めている。結婚や出産等について、個人の生き方や心情等があるため、それを尊重しつつも、市としては、たとえば婚活の支援事業だとか、将来のことを考え始める思春期の子ども対し、命の尊さや家庭を持ち、子どもを育てていく素晴らしさ、イメージできるような教育を展開している。また、私たちの分野で大切な、子育てと仕事の両立支援だが、例えば、もっと子どもを持ちたいと思うが、仕事や経済的に子どもを産むのに不安がある人への支援がある。保育定員の拡大や、放課後児童クラブの運営等はもちろん、雇用の拡大につながるような取り組みとしては、「ママスクエア」という子どもを見守りながら働くことができる環境も市独自で取り組んでいる。それらの総合的な施策を展開し、少子化対策に取り組んでいきたい。

委員：先日、園を見学したいという家族がきて、静岡市から移住するため、園を探していると言ってくれた。大変うれしかった。さっそく、藤枝の施設の良さを表現できるホームページ作りをスタートさせた。

事務局：本市では、人口対策の一つとして、移住・定住の促進も行っている。子育て世帯はもちろん、これから結婚する人を対象に、市内への移住に対する補助金等もある。そういった、本市の施設に魅力を感じてもらい、というのもポイントだと感じる。本市のホームページ等で魅力をさらに発信していきたい。

委員：自治会としても、少子化は根が深く、大きな課題だと感じている。なかでも土地利用の問題もある。市全体として考えると人口が増えているところもあるが、郊外については、市街化調整区域ということで、新規で住宅が建てられないため、人口減が進んでいる。地元の園でも定員割れ等が進んでおり、大変厳しいと感じる。静岡県は、若者が県外に流出していることが多い。藤枝市として、できることはどんどん進めていってほしい。

委員：プランの進行管理ということだが、少しコロナウイルスについても触れたい。近年、園等の現場は、コロナ禍の中、大変な尽力をいただいております。ただ、活動は多くが制約されたと感じる。また、今年度もこの状況は続くと思われる。今後、スマイルプラン21の中間見直しをする必要があると思うが、大変だと感じた。

委員：資料の重点事業の表の中で、「一」と「△」になっている部分は、違いはあるのか。

事務局：違いはありません。今後は表記を統一していきます。

委員：局となり、教育委員会と連携できるのは、大変素晴らしいことだと感じる。20ページの「療育教室の推進（子ども発達支援センター）」「幼児への言語指導（教育政策課）」について、療育教室や園訪問、言語指導の連携という部分で、前から課題になっていたと思う。ワンフロアになったということで、ぜひ、これらの連携を進めていってほしい。

委員長：家庭教育学級や子育てサロンなど、親御さんが集まって、相談や悩みを聞いてもらう場は、それぞれの所管で提供されている。乳幼児の親は子育て支援センター等で、小学校にあがると家庭教育学級で、というように、子どもの年齢で場が変わるが、それらがうまくつながっていくような支援を行ってほしい。新たな場で相談するときは、仕切り直しにするのではなく、保護者が相談した内容を共有していけるような連携をしていただくと有意義なものになると感じる。ぜひ、ワンフロアでさまざまな連携を図ってほしい。

議 事：（２）地域型保育事業所の認可について

事務局から資料について説明

委員長：質問等がないので、ご了承いただいたということにいたします。

【報告事項】

（１）公立保育園併設の地域子育て支援センターの利用対象者の拡大について（事務局が説明）

事務局：これまで、保育園併設の地域子育て支援センターの利用対象者は、「未就園児」とし、基本的に幼稚園の2歳児預かりの利用する子どもは利用できない状態だった。そうした中、幼稚園の2歳児預かりを利用する保護者から、登園日以外は自宅で過ごすことになり、他の未就園児と同じ状況になるので、登園日以外は利用できるようにしてほしい。という声をいただいた。これ

を受け、子育て中の親子の利便性の向上、子育て中の親子に寄り添った事業展開を図るため、まずは、公立保育園併設の支援センターについては、利用対象者を「未就学児」に変更することとし、6月から運用を開始した。

なお、私立保育園併設の支援センターについては、各支援センターにより、支援室の広さ等が異なるため、今後、各センターの意見を伺い、対応を検討していきたい。

(午後3時20分議事終了)